

## 知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

(著作権法の一部改正 平成24年)

### 【主な改正点】

#### (1) いわゆる「写り込み」(付随対象著作物としての利用)等に係る規定の整備

下記の著作物の一定の利用行為につき、著作権等の侵害にならないとする。

①付随対象著作物としての利用

(例) 写真撮影等において本来の対象以外の著作物が付随して対象となる、いわゆる「写り込み」

②許諾を得るための検討等の過程に必要と認められる利用

(例) 許諾前の資料の作成

③技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

(例) 録音・録画に関するデジタル技術の研究開発・検証のための複製等

④情報通信の技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用

(例) サーバ内で行われるインターネット上の各種複製

#### (2) 国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備

国立国会図書館が、絶版等資料について、図書館等に対して自動公衆送信を行うことができることとし、図書館等が、利用者の求めに応じて、その資料の一部複製を行うことができることとする。

#### (3) 公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備

国立公文書館の長等が、公文書等の管理に関する法律等の規定により著作物等を公衆に提供すること等を目的とする場合には、必要と認められる限度において当該著作物等を利用できることとする。

(例) 重要な公文書等の写しの交付等について、著作権者の公表権や複製権等を制限

(例) 重要な公文書等の永久保存のため、著作権者の複製権を制限

#### (4) 著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備

著作権等の技術的保護手段を拡大し、従来の保護対象(VHS等に用いられている「信号付加方式」の技術)に加え、新たに暗号型技術(DVD等に用いられている技術)についても規制対象とする。

#### (5) 違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備

違法ダウンロード(例えば、海賊版と知りながら自分のパソコンにダウンロードする行為)を刑事罰の対象とする。

公布日:2012年6月27日

施行日:2013年1月1日(但し、①違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備のうち、国民に対する啓発等及び関係事業者の措置については2012年6月27日から施行。②公文書管理法等に基づく利用に係る規定の整備, 技術的保護手段に係る規定の整備並びに違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備(国民に対する啓発等及び関係事業者の措置に係る規定を除く。))については2012年10月1日から施行))

参 考: [http://kanpou.npb.go.jp/20120627\\_old/20120627g00139/20120627g001390046f.html](http://kanpou.npb.go.jp/20120627_old/20120627g00139/20120627g001390046f.html)

(官報(号外 139 号))

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24\\_houkaisei.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html)

(文化庁:平成 24 年通常国会 著作権法改正について)